

特許庁総務課工業所有権制度改正審議室

パブリックコメント担当 御中

「産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会 報告書「商標制度の在り方について」(案)への意見」

[氏 名]	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 会長 片山英二
[住 所]	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号郵政福祉琴平ビル4階
[電話番号]	(03)3591-5301
[FAX 番号]	(03)3591-1510
[メールアドレス]	japan@aippi.or.jp
[意見]	
<p>1. はじめに (1頁)</p> <p>(要望事項) 「他者の商品又はサービスと差別化するため」の表現は、「他者の商品又はサービスとの差異化を図るため」に変更するよう要望致します。</p> <p>(理由) 「差別化」の語は報告書としてはふさわしくないと考えます。</p> <p>2. (5) 権利範囲の特定方法、出願日の認定等 (7頁)</p> <p>(要望事項) 音の商標については、楽譜により出願日を認定するよう要望致します。 楽譜により出願日を認定した場合には、楽譜により商標権の権利範囲を特定するよう要望致します。</p> <p>(理由) 楽譜により音の商標を特定するのは国際的にも一般的であるためです。 楽譜により出願日を認定した場合、その後提出された音源データにより商標権の権利範囲を特定することは、商標権の範囲が動くことになり妥当でないと考えます。</p> <p>3. ②商標的使用論 (10頁)</p> <p>(要望事項) 商標的使用について立法する場合には、「混同のおそれ」の語を専用権と禁止権に関する条項に使用するように要望致します。 また、商標的使用の立証責任は商標権者に負担させるように要望致します。</p>	

(理由)

自他商品等識別機能又は出所表示機能を発揮する態様で使用しない場合は商標権侵害を構成しないとの解釈(商標的使用論)の論拠は、混同防止にあるので、その旨を直接的に規定するのが明確であると考えます。欧米、日本の不正競争防止法2条1項1号も「混同」の語を使用しています。

裁判例、学説とも、商標的使用の立証責任は見解が分かれています。立証責任は商標権者が負担するのが妥当であると考えます。一方、商標法26条は従前の解釈通り、抗弁事由とするのが妥当であると考えます。

4. 経過措置①継続的使用権 (11頁)

(要望事項)

継続的使用権の「一定の要件」には、周知性を要求しないよう要望致します。

(理由)

周知性を要求すると、制度改正前から新商標を使用している者の保護される範囲が不当に限定されることとなります。

5. 経過措置②出願日の特例、使用に基づく優先・重複登録の特例 (11頁)

(要望事項)

出願日の特例を設け、改正法施行日から3か月以内に出願されたものは同日出願の扱いとするよう要望致します。

(理由)

現在、多くの国で新商標の登録が認められており、相当数の新商標が登録されています。日本が新商標を導入した場合には、出願が集中し、事務処理上の混乱を招くおそれがあると考えます。このような混乱を回避するためにも、サービスマーク制度、小売制度導入時と同じように出願日の特例を設ける必要があると考えます。

以上